

情報公開審査会 詮問書

高第251号2

平成28年8月4日

海津市情報公開審査会会长様

海津市長 松永 清彦印

海津市情報公開条例に基づく決定について、次のとおり審査請求がありましたので、同条例第19条の規定により詮問します。

公文書の件名又は内容	平成28年7月15日、高第216号2 公文書部分開示決定 1 やすらぎ会館・やすらぎの湯マニュアル マニュアルの条文
審査請求に係る決定の内容	【公文書部分開示】 ・開示をしない部分 会館のセキュリティーと部屋の出入りに関する部分。会館の書類や設備の位置に関する部分。緊急対応や連絡先に関する部分。温泉設備の内部や機械の構造に関する部分。 ・上記部分を開示しない理由 条例第7条第6号に該当 (理由)会館の運営に支障があるため。
審査請求年月日	平成28年7月29日(金)
審査請求の趣旨及び理由	【審査請求の趣旨】 ・非公開部分の開示 【審査請求の理由】 ・会館の運営に支障があるという理由で黒塗りになっているが、支障のない部分も消されていると思うので、その部分の開示を求めます。
担当課	健康福祉部 高齢介護課 (電話番号 0584-53-1145 内線 2133)
備考	

